

判決年月日	平成 1 9 年 4 月 1 0 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 1 8 年（行ケ）10532号		
○ 本件商標「つつみのおひなっこや」と引用商標 1「つゝみ」は、觀念及び称呼において類似し、外観においても一部が類似するものであるから、類似する商標である、本件商標と引用商標 2「堤」は、觀念及び称呼において類似するところ、外観において類似するとは認められないものの、両者とも特徴のある外観を備えるものとは認められないから、その相違は、称呼及び觀念における類似性をしのぐほどの特段の差異を取引者、需要者に印象付けるものということとはできず、全体として類似する商標である、とした事例。			

(関連条文)

商標法4条1項11号

(事案の概要)

本件は、原告が、本件商標について、商標法4条1項8号・10号・11号・15号・16号・19号及び8条に該当する事由があるとして、商標登録の無効審判請求をしたところ、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、その取消しを求めた事案である。

審決は、本件商標は、商標法4条1項8号・10号・11号・15号・16号・19号及び法8条のいずれにも該当しないから、同法46条1項によってその登録を無効とすることはできないというものであるところ、4条1項11号該当性については、本件商標は引用商標1、2のいずれにも類似する商標であるとはできないとした。

(判決理由の要旨)

本判決は、次の理由により商標法4条1項11号該当性を否定した審決の判断は誤りであるとして、これを取り消した。

1 審決当時、「堤人形」は、仙台市堤町で製造される堤焼きの人形として、本件商標の指定商品である「土人形および陶器製の人形」の販売者等の取引者には、よく知られていたものと推認することができる。

2 本件商標の4字目の「の」は、連体格を示す格助詞であり、後半の「おひなっこや」は、これに接する者に、「おひな【御雛】雛人形のこと。…」(広辞苑第5版)、「こ〔接尾〕… 特に意味を持たず種々の語に付く。東北地方の方言などに多い。…」(同)及び「や【屋・家】…〔接尾〕 その職業の家またはその人を表す語…」(同)からなる語であると認識されるものと認められる。

上記に述べたところによれば、本件商標の構成のうち、冒頭の「つつみ」からは、地名、人名としての「堤」ないし「堤人形」の「堤」の觀念が、「おひなっこや」からは、「雛人形屋」の觀念が、それぞれ生じ、全体としては、「堤」という土地、人物の「雛人形屋」あるいは「堤人形」の「雛人形屋」との觀念が生じるものと認められる。したがって、本

件商標は、「つつみ」と「おひなっこや」とが組み合わされた結合商標として認識されるものであるが、本件商標の構成において「つつみ」の部分分離することができないほど一体性があるものと認めることはできない上、全体が冗長であることから、冒頭の「つつみ」の部分のみが分離して認識され、そこから、地名、人名としての「堤」ないし「堤人形」の「堤」の觀念が生じるものと認められる。

他方、引用商標１「つゝみ」及び引用商標２「堤」からも、地名、人名としての「堤」ないし「堤人形」の「堤」の觀念が生じるものと認められる。

そうすると、両者は上記「堤」の觀念が生じる点において共通するから、觀念において類似するものと認められる。

３ 称呼について

「つつみのおひなっこや」は、「ツツミノオヒナッコヤ」の称呼を生じるが、１０音（促音を含む。）という音構成が冗長であるところ、上記のとおり「つつみ」「の」「おひなっこや」と認識されるものである。そして、上記のとおり、「おひなっこや」の部分は、「雛人形屋」、すなわち、その取り扱う商品の内容を意味するものと把握され、かつ、「つつみ」の部分のみが分離して認識されるから、簡易迅速を尊ぶ商取引の実際においては、冒頭の「つつみ」の部分から、「ツツミ」のみの称呼をも生じるものと認められる。

他方、引用商標１「つゝみ」及び引用商標２「堤」からは、いずれも「ツツミ」の称呼を生じることが明らかである。

そうすると、本件商標と引用商標１、２とは、称呼において類似するものと認められる。

４ 外観について

本件商標は、平仮名１０字の構成からなるが、上記に述べたところによれば、これに接する者は、冒頭の「つつみ」の部分のみをひとまとまりの構成として認識するものと認められる。そして、本件商標の「つつみ」の部分と引用商標１の外観を対比すると、いずれも平仮名３字の構成からなり、字体においても特に目立った特徴はない上、本件商標の冒頭の「つつみ」と引用商標１の「つゝみ」は、第１字目の「つ」と末尾の「み」を共通にする上、「つつみ」は「つゝみ」と表記されることもあるから、本件商標冒頭の「つつみ」部分と「つゝみ」において外観が類似するものと認められる。

そうすると、本件商標と引用商標１は、外観においても一部において類似するものである。

５ 以上によれば、本件商標と引用商標１は、觀念及び称呼において類似し、外観においても一部が類似するものであるから、類似する商標であると認められる。また、本件商標と引用商標２は、觀念及び称呼において類似するところ、外観において類似するとは認められないものの、両者とも特徴のある外観を備えるものとは認められないから、その相違は、称呼及び觀念における類似性をしのぐほどの特段の差異を取引者、需要者に印象付けるものということとはできず、全体として類似する商標であると認められる。そして、本件商標の指定商品である第２８類「土人形および陶器製の人形」の取引者、需要者には、一

般の消費者も含まれるから，取引をするに際し商標に払われる注意力が特に高いものということはできず，本願商標と引用商標 1，2 が同一又は類似の指定商品に使用された場合には，その取引者，需要者において商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあると認められる。したがって，本件商標は，引用商標 1，2 との間で商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するものといわなければならない。